

第11回総長選考・監察会議議事要旨

1. 開催日時：令和7年1月10日（金）13：30～15：38
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、杉山、中島、中西、納富、兵藤、目黒 各委員
4. 説明者：佐藤執行役（UTokyo Compass 推進会議ガバナンス分科会長）
5. 陪席者：亀井、山口 各監事
6. 議題
 - 1 大学組織における総長の位置づけについて
 - 2 次期総長の任期について
 - 3 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（評価対象期間：令和6年度）について
 - 4 令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
 - 5 その他
7. 配付資料
 - 1-1 大学組織における総長の位置づけについて
 - 1-2 本学のガバナンスのあり方に関する検討状況
 - 2 次期総長の任期について
 - 3 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（2024年度実績）
 - 4 令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り（案）
 - 5-1 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
 - 5-2 第10回総長選考・監察会議議事要旨（案）
8. 参考資料 国立大学法人のガバナンスの仕組み
9. 議事
 - 1 大学組織における総長の位置づけについて
議題1について、事務局から、配付資料1-1に基づき、説明があった。次いで、UTokyo Compass 推進会議ガバナンス分科会長から、配付資料1-2に基づき、総長の位置づけに関する現段階においての学内の検討状況について、説明があった。次いで、UTokyo Compass 推進会議ガバナンス分科会長と出席委員の間で意見交換及び質疑応答が行われた（○は出席委員の意見又は質問であり、→はUTokyo Compass 推進会議ガバナンス分科会長の回答である。）。

- 東京大学は巨大な組織であり、世界に伍する研究大学としてさらなる発展を期待されているが、ご提案の構成だけで十分なのか。
 - 総長が教学と経営を統括すると同時に、各役員が権限の委譲を受けて総長のリーダーシップを支えながら、大学構成員がボトムアップで意見やニーズを伝え、経営協議会や運営方針会議に学外委員が参加する形で、多様なステークホルダーの声を取り入れつつ、透明性の高い運営を行うことで、ご指摘の要請に応えられるのではないかと考えている。
- 中期計画上、いつ、どのような優先順位で資源を配付していくかを決めなければ、思うような結果につながらないため、優先順位付けの役割を組織の中で明確に示すことが重要であると考えている。
- 提示されているガバナンス体制は、国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制と整合的なものになっているのか。
 - 国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制に対応するために、UTokyo Compass 推進会議ガバナンス分科会は、国際卓越研究大学構想策定委員会のガバナンス部会を兼ねており、両者が整合的になるよう議論をしている。また、国立大学法人法の改正により、予算・決算に関する事項等の大学の大きな方針に係る決定権限が運営方針会議に新たに付与され、経営と監督機能の分離を前提としたガバナンスを検討しているため、国際卓越研究大学に求められる経営と執行の分離という点についても、一定程度対応可能と考えている。
- 総長は教学と経営の両方の最終責任を負うとされているが、教学の実務に係る権限はプロポストへ委譲するとされている。教育内容の検討と経営は密接不可分と考えるが、「教学運営の実務に係る権限」とはどのように定義しているのか。
 - 教学のあり方の検討については、執行部側としてプロポストが主導し、教育研究評議会が教育研究の声を伝える役割を担う一方で、その実現に必要なリソースを集めるのはCFOの役割となる。そのうえで、教学と経営の実務的な活動を統括し、その最終的な責任については総長が負うとしているが、それぞれの役割の詳細については、最終的に規則で定義する必要があるため、今後も検討を進めていく。
- 運営方針会議の意思決定において、総長は最終意思決定者ではないことから、総長が教学と経営両方の最終責任を負うわけではないように思うが、どのように整理しているのか。
 - 運営方針会議が最終的な決定権を持つ事項についても、その内容を検討し、議案を準備するという総長の役割は非常に重いと考えており、その中には教学運営と法人経営を総合する視点が含まれることから、「教学と経営両方の最終的な責任を負う」としたが、運営方針会議における法的な意味での総長の役割との関係については、今後整理をさせていただく。

次いで、学内委員から、配付資料1-1に基づき、大学組織における総長の位置づけに関して、総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換及び質疑応答が行われた（○は出席委

員の意見又は質問であり、→は学内委員の回答である。)

- 総長選考・監察会議学内ワーキング・グループで、最も議論となった点はどこか。
→教学運営と法人経営は密接に関わるという点がベースにあり、教学運営に関してはプロボストが総長から大幅に権限を委譲され、トップダウンとボトムアップの調整を担うことが想定されているため、国立大学法人法上に役員として規定されていない副学長では、この役割を担えないのではないかという点が議論となった。
- 意思決定の迅速化などが求められる中で、総長の権限と学部の力のバランスについて、学内の先生方はどのように考えているのか。
→特に国際卓越研究大学の方針については、総長と学部が対立するようなことにならないように、総長、現在のプロボスト及び各学部の執行部との間で密接な議論を重ね、合意をしたうえで議論が進んでいると理解している。

おって、議長から、大学組織における総長の位置づけに関して、配付資料1-1の「学内WGにおける検討の結果」のとおり、「(a) 教学と経営を分離しない」とすることについて、賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

2 次期総長の任期について

議題2に関し、事務局から、配付資料2に基づき、次期総長の任期に関する論点及び法人化以降の検討経緯等について、説明があった。次いで、学内委員から、総長選考・監察会議学内ワーキング・グループでの検討結果について、説明があり、出席委員の間で意見交換及び質疑応答が行われた(○は出席委員の意見又は質問であり、→は学内委員の回答である。)

- 世の中の速い変化に対し弊害があるとして、3年ごとの中期計画をやめる会社もある。国立大学の法人化から時間も経っているため、6年の任期が適切という点については、中期計画の観点以外にも理由があれば、より説得力があるのではないか。
- 再任が不可なのは、人材や組織の固定化が懸念されるためか。
→再任を可とする積極的な議論はなく、6年で次の執行部体制が変わっていくことで一度体制を見直すことができる方が適切であるという議論であった。
- 「総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。」という規定があるが、後任の総長が引き続いて再任する際には全体の任期の長さを考え、再任後の任期を短くするというような判断の余地はあるのか。
→今回、再任について細かな議論はしていないが、例えば2年で総長が退任し、後任の総長が4年務めた後に、総長選考の中で再任が適切とされた場合、現在の規定では、10年在任することが可能なのではないか。

おって、議長から、次期総長の任期について、配付資料2の「学内WGにおける検討の結果」のとおり、「(a) 任期6年、再任不可」とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

3 総長の賞与に係る職務実績自己評価書（案）（評価対象期間：令和6年度）について
議題3に関し、学内委員及び事務局から、配付資料3に基づき説明があった。次いで、議長から、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなく、3月14日開催の総長選考・監察会議で最終的に審議する旨が確認された。

4 令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について

議題4に関し、学内委員から配付資料4に基づき、説明があった。次いで、議長から、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなく、3月14日開催の総長選考・監察会議で最終的に審議する旨が確認された。

5 その他

議長から、配付資料5-1に基づき、次期総長選考に向けたスケジュール及び申し送りに記載のある課題に関する部局長へのアンケートについて、実施を検討している旨の説明があり、出席委員の間で意見交換及び質疑応答が行われた（○は出席委員の意見又は質問であり、→は議長又は事務局の回答である。）。

○学内の方の意見を拝見し、学内と学外の両方の意見が重なることで、良いものができると思うため、アンケートを取得することについて、賛成である。

○アンケートの枠組みをしっかりと検討したうえで実施することが必要と考える。選考プロセスについてのみアンケートを行うことにはどのような意味があるのか。

→前回の選考時に課題となった意向投票のあり方、候補者に関する情報の公表や絞り方の問題等に関する学内の意見を収集し、総長選考・監察会議における検討の際の参考として活用することを考えている。

意見交換及び質疑応答の結果、アンケートを実施すること及び議長と総長選考・監察会議学内ワーキング・グループで作成したアンケート案に関しては書面による審議とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

おって、議長から、第10回総長選考・監察会議において審議した運営方針委員について、文部科学大臣から任命の承認が下り、審議結果のとおり1月1日付で運営方針委員に任命された旨の報告があった。

以上